

特集 ブラジル法における司法アクセスと社会的包摂（2・完）
エクステンション・セッション

ブラジル民事訴訟における最新トピックス

アレシャンドリ・フレイタス・カマラ

安永祐司／訳

工藤敏隆／監訳

- I はじめに
- II 民事訴訟の憲法化
- III 裁判外紛争解決
- IV 民事訴訟の契約化
- V 民事裁判所における新技術の利用
- VI 大陸法における判例
- VII ブラジル民事手続法における研究者の役割
- VIII おわりに

I はじめに

ブラジルは大陸法の国である。我々の文化的源流はポルトガルにあることから、ブラジルの法的伝統もポルトガルに由来する。また、イタリア、フランス、ドイツの影響も受けている。このようにブラジル法は大陸法の影響を受けているにもかかわらず、とりわけ憲法制度においては、北アメリカの影響も幾分か見られる。このような混在が非常に興味深い訴訟制度を形成している。具体的に言えば、大陸法上の制度（訴訟告知（denunciação da lide）¹⁾や

中間上訴（agravo de instrumento）²⁾など）が、先例拘束性の原則³⁾や流動的賠償（fluid recovery）⁴⁾といった英米法の伝統的制度と併存している。現行ブラジル民事訴訟法⁵⁾は2015年に公布され、2016年に施行されたが、これは、膨大な数の新しい制度を検討し、多くの制度を現代化した非常に現代的な手続法の一例である。

本講演の目的は、ブラジル民事訴訟における最新のトピックを紹介することにある。ここでは、ブラジルがこれらの問題にどのように対処しているのかを客観的に描写したい。もっとも、本講演におけるいくつかのテーマについては、私個人の見解も述べておきたい。

II 民事訴訟の憲法化

ブラジルの民事訴訟を理解するためには、「民事訴訟の憲法化」と呼ばれる現象を理解することが不可欠である。現行ブラジル憲法が公布された1988年以降、法学者たちは、ブラジル法に関するあらゆる事柄は、検討対象となる法分野が何であれ、憲法の観点から理解されなければならないと主張するようになった。あらゆる法文を解釈し適用する際に、「憲法的フィルタリング」を行う必要が生じたのである。

ブラジル憲法は、いくつかの手続原則を明文で規定している。とりわけ、適正手続の保障⁶⁾、双方審尋主義（*audi alteram partem principle*）⁷⁾、すべての裁判に対する理由付記義務⁸⁾、訴訟の合理的期間⁹⁾が、憲法の明文において規定さ

-
- 1) 民事訴訟法第125条ないし第129条。
 - 2) 民事訴訟法第1015条ないし第1020条。
 - 3) 後記VIを参照。
 - 4) 公共民事訴訟法（Lei 7.347/1985）第13条、消費者保護法（Lei 9.087/1990）第100条。
 - 5) Lei 13.105/2015.
 - 6) 憲法第5条LIV.
 - 7) 憲法第5条LV.
 - 8) 憲法第93条X.

れている。

このような民事訴訟の憲法化は、2015年民事訴訟法を立法する際に重要な役割を果たした。というのも、1973年に公布された旧民事訴訟法¹⁰⁾は、法の支配——これは、民主的環境においてのみ認められるものである——が確立される前に編纂されたからである¹¹⁾。

この憲法化の結果として、ブラジル民事訴訟法は、不意打ち判決、すなわち、双方当事者に対して弁論において一度も提示されたことのない理由に基づいて下され、双方審尋主義に違反する（あるいは、審尋請求権侵害ということもできよう）裁判を明示的に禁止している（第10条）。

また、民事訴訟法においては、裁判において求められる理由付記の範囲を明確にする規定を置かなければならなくなつた。そこで、第489条第1項には、判決理由が示されなかつたとみなされる状況が列挙されている。いくつかの例を挙げると、以下の通りである。

判決が、法律の条文の引用や言い換えにとどまり、審判対象となつてゐる事件や争点との関連性を説明していない場合、当該判決は理由を示していないとみなされる。また、事件に対する適用可能性につき具体的理由を説明することなく不確定な法概念を用いる場合も同様に、理由を示していないとみなされる。

さらに、訴訟に提出された主張のうち、裁判官が採用した結論を理論上覆す可能性のあるものを取り上げない場合も、理由を示していないとみなされる。

以上のほか、民事訴訟の憲法化によって、法律家たちは、訴訟に要する時間に対する懸念について関心を持つようになった。というのも、ブラジルの司法は遅すぎるというのが一般的な意見だからである。もっとも、人口が多く、経済が発展している他の大国の状況を考慮すれば、ブラジルの司法は、

9) 憲法第5条 LXXVIII.

10) Lei 5.869/1973.

11) 1964年から1985年まで、ブラジルは軍事政権下にあった。

他の多くの国に比べて著しく遅いわけでも速いわけでもないことは指摘しておかなければならない。しかし、だからといって、この状態に胡座をかいていて良いというわけでもなく、審理期間をより合理的にするためにできることは、常に存在する。

憲法の原則に基づき、ブラジル民事訴訟法は訴訟手続のモデルを協働的なモデルに変更した。ブラジル民事訴訟法第6条は協働原則を定めており、訴訟手続にどのようななかたちであれ関与する者はすべて、合理的な期間内に公正かつ実効的な本案判決を得るために協働しなければならない旨を規定する。

III 裁判外紛争解決

ブラジル民事訴訟法第3条第2項は、できる限り当事者間の合意を促進することを國に義務付けている。勧解（conciliação）、調停（mediação）や、その他の方法による合意による紛争解決（紛争処理委員会など）は、裁判官だけでなく、訴訟手続に参加する弁護士、公選弁護人、その他の法律専門家によっても促進されなければならない。

訴訟前に勧解または調停手続を行うことは可能であり、それらの手続で事件が合意により解決すれば、もはや訴訟手続を行う必要はない。他方、通常訴訟手続の開始時点である、召喚状が送達された直後にも、勧解または調停の審理が行われ、合意による事件の解決のために、当事者双方が、勧解人や調停人の助力を得る。このように、円満な解決に向けた、あらゆる努力が行われるのである。

ブラジルの裁判所は、合意による紛争解決のための司法センターを設置しなければならない。このセンターは、勧解および調停の期日および審理を主宰し、また、当事者自身による紛争の解決を支援、指導、促進するために意見を述べる役割を負う（第165条）。

勧解と調停は、下記の諸原則に従う。すなわち、独立性の原則、不偏性の原則、意思自治の原則、秘密保持の原則、口頭審理の原則、非様式性の原則、情報に基づく意思決定の原則（民事訴訟法第166条）、そして、平等性原則、

合意探求の原則、信義誠実の原則（調停法¹²⁾第2条）である。

以上のほか、連邦政府、州、連邦直轄区、市は、行政領域における合意による紛争解決に関連する業務を取り扱うため、勧解・調停機関を設置しなければならない（民事訴訟法第174条）。これらの行政主体の多くは、すでにそのような機関を設置している。その好例が、2013年にリオデジャネイロで設立された「健康紛争解決機関（Câmara de Resolução de Litígios de Saúde）」である。この公的調停機関には、2013年から2020年の間に、8万件以上の事件が申し立てられている。ここでは、平均で68%以上の事件が当事者間の合意によって解決している。これは、この裁判外紛争解決手続の成功を示す重要な証拠である。

IV 民事訴訟の契約化

ブラジルの民事訴訟法には、手続上の合意を規制する条文がいくつかある。ここにいう合意としては、法廷地選択条項や合意による鑑定人指名条項のように、訴訟手続の個別の局面に関する当事者間の合意が挙げられる。

さらに、手続上の合意に関する一般条項（民事訴訟法第160条）が、民事訴訟の契約化について語ることを可能にする。当事者は、訴訟手続に先立ち、あるいは、訴訟手続の進行中に、ほとんどすべての事項について合意を取り交わすことが認められている。以下に、いくつかの例を挙げる。

例えば、他人の利益を保護するために自身の名義で訴訟を起こすことが認められるよう調整するというように、当事者適格（standing to sue）について合意することは可能である。また、必要的共同訴訟を作出することも可能で、その場合、ある紛争に関する1つの民事訴訟において、2人かそれ以上の人が必要共同原告または共同被告にならなければならない。

もう1つの例は、不起訴合意（*pactum de non petendo*）である。当事者の一方が他方に対して一定期間（例えば6カ月間）訴えを提起しないという合

12) Lei 13.140/2015.

意や、特定の請求について（損害賠償など）訴えを提起しないという合意をすることも可能である。また、当事者は、特定の訴訟手続において上訴を提起しないという合意をすることも可能である。

当事者は、特定の執行手続において、差押可能な財産（または差押禁止財産）についても合意することができる。あるいは、証拠についても合意することができる。例えば、原告側の証人尋問はある期日に行い、被告側の証人尋問は別の期日に行うという調整も可能である。また、特定の訴訟手続においては鑑定を行わない旨の合意をすることも可能である。

他にも多くの例を挙げることができるが、とりわけ重要であるのは、ブラジルにおいては、民事訴訟の契約化が法律に書かれているというだけでなく、実際にも使われているということである。

V 民事裁判所における新技術の利用

ブラジルの民事裁判所（刑事裁判所、労働裁判所、そして選挙裁判所も同様）は、今日、新技術の利用において主導的な立場にある¹³⁾。訴訟記録は、ほぼ100%電子媒体で作成されている。訴状は電子的手段で提出され、口頭弁論や審尋はオンラインで実施可能であり、証拠は電子的に入手される。判決はオンラインで下すことができる。それに先立ち、代理人弁護士は、裁判官が判断を行うに際しての視聴に供するために、口頭弁論の録画を提出することもできる。

ブラジルの民事訴訟法には、電子メールや裁判所が管理するインターネットポータルから通知される電子召喚状に関する規律がいくつか含まれている。

13) 民事訴訟法の総則部分において、裁判所への申立て、召喚状の送達、裁判の告知を電子的方法によること（第287条、第246条第5号、第270条）、訴訟行為をビデオ会議等の同時視聴覚通信技術により行うこと（第236条第3項）等が規定されている。また、判決手続の部分において、勧解や調停期日を電子的方法で行うこと（第334条第7項）、期日調書を電子的記録により作成すること（第367条第4項）等が規定されている。

現在議論されているのは、WhatsApp のようなメッセージアプリを用いた召喚状についてである。これに関する法的規制はないため、ブラジルの連邦高等司法裁判所 (STJ: Superior Tribunal de Justiça) は最近、このような手続上の通信手段を無効とする判決を下した (特別上訴第 2.045.633 号、ナンシー・アンドリギ (Nancy Andrighi) 判事による言渡し)¹⁴⁾。しかし、当事者間で、召喚状をメッセージアプリによって通知することについて手続上の合意をすることは可能である。

強制執行においては、最新の技術を利用することも可能である。オンラインオークションや、銀行口座の電子的凍結は、実務上は一般的に行われている。

民事裁判所における新技術活用の好例として、民事執行手続における金銭の差押えの方法が挙げられる。何年も前のことであるが、ブラジル中央銀行 (金融機関に対する国の監督機関) と司法当局が協定を結び、すべての裁判官が特別な電子システムにログインできるようになった。このシステムは、当初は中央銀行 (Banco Centro) と司法 (Judiciário) の頭文字をとって Bacenjud と呼ばれていたが、現在は司法金融資産検索システム (Sistema de Busca de Ativos do Poder Judiciário) の頭文字をとって Sisbajud と呼ばれている。Sisbajud を通じて、どの裁判官も債務者の銀行口座や金融投資に対する資産凍結を行うことができる。債務者は、短期間ではあるが、資産凍結から 5 日以内に、(例えば、当該資産は債務者の給与であることを理由として) 差押えをなし得ない金銭であるとして裁判官に不服を申し立てができる。同期間の経過後、裁判官は同じシステムを使って、差し押えた金銭を裁判所が管理する別の銀行口座に送金する。当該金銭は、強制執行の終了時に、債権者の銀行口座に振り込まれる。

最新のツールは「スナイパー」(「財産調査および債権回収システム」(Sistema Nacional de Investigação Patrimonial e Recuperação de Ativos) の頭文字をとった略語だが、英語では「狙撃手」という意味になり、一種の駄洒落であ

14) Recurso Especial 2.045.633.

る）と呼ばれている。このシステムは、さまざまなデータベースからデータや情報を横断的に収集し、人や企業の間の結びつきを特定するもので、これらのデータは民事訴訟でも利用できる。これにより、例えば、法人格の否認も容易になる。

人工知能（AI）も利用されている。一部の裁判所では、裁判官が類似する事件を判別できるようにするために役立てられている。これにより、複数の事件の中から1つをテスト・クレームとして選択することが容易になる。また、別の裁判所では、連邦高等裁判所¹⁵⁾への上訴の適法性に関する判断など、繰り返し行われる判断の一部をアルゴリズムで行うこともできる。これらは、ブラジルの裁判所が人工知能を使用しているほんの一例に過ぎない。

このように、ブラジルでは、新技術の活用が裁判所の仕事の重要な一部となっており、我々はこれまでに達成した成果を非常に誇りに思っている。

VII 大陸法における判例

先に述べたように、ブラジルは大陸法の国である。ブラジルは1500年から1822年までポルトガルの植民地であったため、法制度をポルトガルから継承した。ポルトガルの起源はローマ帝国にあり、これがブラジルの制度が成文法に基づく主な理由である。しかし、他の大陸法圏と同様、判例も重要な法源となるのが通例である。

近年、ブラジルは「先例システム」、すなわち「ブラジル版の先例拘束性の原則」を構築し始めた。この原則は、最初は司法審査から始まっている。すなわち、法令やその他の規範の合憲性または違憲性に関し、ブラジル連邦最高裁判所（STF: Supremo Tribunal Federal）が行った最終判断は拘束力を持ち、他の裁判官や裁判所だけでなく、行政機関も従わなければならない。

15) 連邦高等裁判所は、連邦高等司法裁判所、連邦高等労働裁判所（Tribunal Superior do Trabalho）、連邦高等選挙裁判所（Tribunal Superior Eleitoral）、連邦高等軍事裁判所（Superior Tribunal Militar）がある。

さらに、2004 年の第 45 憲法修正¹⁶⁾により、「拘束性スムラ (súmula)」が制定された。

ブラジルでは、すべての司法裁判所が、各自のスムラ（判例要旨）を有している。スムラとは、ある判例法理を簡潔にまとめたものであり、多くの注釈によって構成される。これによって、その裁判所が、頻繁に扱われる問題をどのように判断しているかを理解することができる。例えば、連邦高等司法裁判所のスムラ第 642 号では、「身体的苦痛および精神的苦痛に対する損害賠償請求権は、被害者の相続人に移転し、相続人は加害者を訴えることも、被害者が開始した訴訟手続を受継することもできる」とされている。

2004 年以降、連邦最高裁判所のスムラは、裁判所および行政機関に対する拘束力を有しており、それらの機関は、スムラを構成するあらゆる問題について、連邦最高裁判所の理解に従わなければならない¹⁷⁾。

ブラジル民事訴訟法は、以上のような仕組みを完成させた。現在では、判断基準 (*decisional standards*) を定めるための特別手続がいくつかある。これらの基準は、とりわけ、繰り返し扱われる事案のうち、特定の裁判所内部で、あるいは異なる裁判所との間で、見解の相違があるものために定められる。

判断基準を作るための最も重要な手続としては、多重特別上訴（連邦法の問題について連邦高等司法裁判所が判断基準を作ることができる）、多重非常上訴（憲法上の問題について連邦最高裁判所が判断基準を作ることができる）¹⁸⁾、同一の法律問題が関係する複数の請求の解決に関する事件（どの裁判所も、あらゆる法律問題について判断基準を作ることができ、その点に関する当該裁判所の裁判官や裁判部の間に存在した見解の相違を解消できる）¹⁹⁾である。

このように、ブラジルは英米法の先例拘束性を単純に模倣したわけでは全

16) Emenda Constitucional 45/2004.

17) ブラジル憲法第 103-A 条。

18) 多重特別上訴および多重非常上訴につき、ブラジル民事訴訟法第 1036 条ないし第 1041 条。

19) ブラジル民事訴訟法第 1043 条ないし第 1044 条。

くない。ブラジルが発展させたのは、複数の事件が判断される方法を標準化することに適合したシステムであり、以前に比べて、はるかに高い安全性と確実性を保障するものとなっている。

ブラジルの司法制度は、長年の間、まさに宝くじだった。同種の事件が同様に扱われる保証はなく、ある事件がどのように判断されるかは、どの裁判官（またはどの裁判所）が当該事件を担当するかによって決まっていたのである。現在では、上述のような手続上の救済方法が整備されたため、ある事件（少なくとも、複数の連続した事件と考えられるもの）が裁判所においてどのように判断されるかを予測することができる。

もちろん、この判断基準のシステムは、事案を区別する技術とともに機能する。民事訴訟法は、事案を区別することが可能であれば、裁判官ないし裁判所が判例ないしスムラとは異なる判決を下すことを認めている（第489条第1項第6号）。また、拘束力のある判例やスムラを覆すことも可能である。ただし、これができるのは、その判例やスムラを発出した裁判所と同じ裁判所だけであり、この結果を得るのは容易ではない。ブラジルの法学が停滞気味であるわけではないが、判断基準を変えることは難しい。しかしながら、標準化されていない司法意見は頻繁に変化するものであり、私たちにはまだまだ役割が残っている。

VII ブラジル民事手続法における研究者の役割

ブラジルでは、研究者が果たす役割は非常に重要である。まず、民事手続法の専門家が書いた書籍や論文は、弁護士や裁判所によってよく引用される。しかし、それだけではない。

ブラジル民事訴訟法の制定は共同作業であり、非常に多くの研究者が最終的な条文の策定に貢献した。研究者によって構成される第一委員会が第一草案を作成し、連邦議会上院に提出した後、第二委員会が上院議員たちを補佐し、草案の内容を改善した。

草案が下院に送られると、さらに多くの民事手続法の専門家を集めた別の

委員会が招集された。最終的に、草案が上院に送り返されたとき、さらに多くの研究者が意見を求められ、非常に精緻な法律の制定に貢献した。

それ以外にもある。2008 年に、民事手続法研究者の常設フォーラム (FPPC: Fórum Permanente de Processualistas Civis) が設立され、以来、年に一度、民事手続法の解釈・適用の方法について研究者間のコンセンサスを得ようとする重要な会議が開かれている。このフォーラムでは、民事手続法の解釈やその他の民事手続上の問題（集団訴訟など）に関して、全会一致で採択された意見書（このフォーラムのメンバーは、概ね 400 人である）が作成される。同様に、連邦高等司法裁判所の判事と 6 つの連邦巡回裁判所 (TRF: Tribunal Regional Federal)²⁰⁾ の所長によって組織される運営機関である、連邦司法評議会 (CJF: Conselho da Justiça Federal) は、「民事手続法の日」と呼ばれる民事手続法の専門家が集まる年次会議（2023 年に第 3 回が開催された）を創設した。この会議においては、いくつかの意見書も採択される（参加者の 3 分の 2 の多数決による。通常は約 250 人）。

これらの (FPPC と CJF の) 意見書は一般に公表され、研究者や弁護士、裁判所によって引用されている。これらの意見書は、しばしば裁判所の法令解釈に影響を与え、判例法理を覆すことさえある。

ブラジルにおいて民事手続法の研究者が重要な役割を果たしていることを広く知らせるることは非常に重要である。そして、このことが、私たちが頻繁に海外に行き、学会、セミナーや会議で意見交換をしている理由の 1 つであることは間違いない。

VIII おわりに

今回取り上げたのは、ブラジルの民事訴訟において重要なことのほんの一例に過ぎない。例えば、民事執行の非司法化（現在ブラジル議会で議論されているテーマである）、特別上訴の制限（連邦高等司法裁判所が取り扱う事件を重

20) 「連邦地方裁判所」や「連邦控訴裁判所」の訳をあてる邦語文献もある。

要な事件のみに限定する目的である)、手続の効率性を向上させる手法としての裁判所共助など、非常に重要なテーマは他にもある。これらのトピックスについて取り上げる時間がないのは残念だが、今回予定していた時間となっている。ただ、次の機会があるかは誰も分からないので、できる限りこの機会を活用していただきたい。

【質疑】

1 手続の迅速化について

(問) 日本においては、民事訴訟の審理を迅速化するための目標として、第一審の審理を2年以内に終わらせることが定められているが、ブラジルにおいては、審理期間の目標は設けられているか。

(答) ブラジル連邦憲法は合理的な長さの訴訟期間を基本権として保障するが、数値による目標は特段設けられていない。民事訴訟を迅速化するための努力として、訴訟記録や送達の電子化を挙げることができる。これらは、紙媒体による訴訟手続に比べ、迅速化に繋がっている。また、判決手続だけでなく、裁判手続全体の迅速化も重要であるという観点から、強制執行の民営化についても議論がされている。

2 訴え提起後の調停について

(問) 通常の訴訟手続開始直後に調停や勧解が行われることがあるとのことだが、その必要性は裁判官の裁量により判断されるものか、当事者の申立てによるものか。

(答) 訴え提起前の調停は、当事者の申立てによるものであって、強制的調停ではない。

訴え提起直後の勧解や調停は、民事訴訟法の定めにより必要的に実施されるが、双方当事者が合意的解決を希望しない場合には実施されない。また、訴え提起後の調停には、裁判所の裁量により行われる強制的調停もある。これは調停センターにて行われるものであり、裁判官は関与しない。調停が奏

功しなかった場合には、事件は訴訟手続に戻される。

(問) 調停センターでは、どのような人が調停を実施するのか。

(答) センターで調停に関与する人は、弁護士、心理士、ソーシャルワーカーなどの専門家である。ボランティアもいれば、裁判所の職員として職務を行う人もいる。いずれも、裁判所の研修コースを受けた人であり、適正な職務遂行は担保されていると言える。

(問) 調停が不調となった後、訴訟手続に戻された場合にも、和解が試みられることがあるのか。統計データはあるか。

(答) 和解が試みられるることは、よくある。多くの場合、トライアル中や人証調べ前に行われる。和解によって事件が終了する割合に関する統計資料はないが、労働裁判所や家庭裁判所においては和解によって事件が終了する割合が高い。

(問) 当事者間に交渉力の格差がある場合に、調停や和解においてどのような配慮があるか。

(答) 交渉力の格差を埋めるために、弁護士の役割は常に重要である。また、調停や和解において、弱者であるがゆえに不利な和解案を受け入れてしまいそうであることに気づいたときは、裁判所が手続を一旦止めることや、場合によっては、一旦成立した調停や和解の効力を事後的に否定することも可能である。

3 スムラについて

(問) スムラは審級に関係なく各裁判所で作られるのか、スムラ同士が矛盾する場合にはどのように優劣が決まるのか。また、スムラが制定法化されることがあるとすれば、そのようなプロセスを経るのか。

(答) スムラは各裁判所において作成されるが、上級裁判所のスムラは下級裁判所のスムラに優先する。また、下級裁判所同士で齟齬するスムラがある

場合には、上級裁判所における判断による統一が期待される。連邦裁判所におけるあるスムラが有力に支持されていると、法律にされることもある。実際に、2002年の民法改正の際には、ブラジル議会は民法改正のための検討委員会を組織した。委員には議員だけでなく、連邦高等司法裁判所の裁判官も選任され、議員と裁判官の共同作業で立案が行われた。

州法が問題になる場合にも基本的に同様であるが、各州裁判所内で完結するため、他の州の裁判所がそれに干渉することはない。

4 司法へのアクセス

(問) IT技術を利用できない者の司法へのアクセスには、何らかの配慮はされているのか。

(答) 非常に重要な質問であり、講演の最後で、本日触ることができなかったトピックとして言及した、裁判所共助の仕組みによる解決を目指している。貧困層はIT技術を利用できることがあるが、1つの方法として、裁判所に出頭して、庁舎内の端末からオンラインの裁判手続に参加することができる。しかし、裁判所から非常に遠い所に住んでおり、裁判所に行けない人々もいる。そこで、裁判所と他の機関（行政など）が協力して、IT技術による手続参加を提供する裁判所共助の仕組みが考案されている。

例えば、アマゾンの熱帯雨林で生活する先住民のために、コンピュータ、カメラ、インターネットアクセスを積んだボートで現地に赴き、オンラインの裁判手続への参加を提供する方法がある。また、ブラジルの最北端にあるアマパ州では、裁判所と商店とが共助し、市民は商店にあるコンピュータを利用して、オンラインの裁判手続に参加することができる。商店の側にも、裁判所との協力関係を対外的に示すことができるので、顧客や消費者の信用を得られるメリットがある。リオデジャネイロでも、非常に貧しい人々が暮らしている地区が多くあり、そこで司法アクセスを改善するために、同種の仕組を提供し始めようとしている。

5 強制執行

(問) 裁判官が Sisbajud のシステムを使って銀行口座情報を入手した場合、一旦、当該情報は債権者に開示され、債権執行の申立てを待つことになるのか、それとも、そのまま直ちに差押命令が出されるのか。手続の流れについてもう少し詳しく教えてほしい。

(答) このシステムの具体的な利用方法は下記のとおりである。①裁判官は、当該システムに当事者の名前や請求債権の額などを入力する。②ブラジル中央銀行によって管理された当該システムにより、債務者の銀行口座の有無及び預金残高が調査される。③預金残高が請求債権よりも高い場合には、当該部分について自動的に差押えがされ、裁判所に通知される。④この差押えは債権者に優先弁済権を付与するものである。また、債務者の銀行情報に関する憲法上のプライバシーの権利を保護する必要があるので、裁判官が知り得るのは請求債権を満足させるような差押えが奏功したか否かのみである。⑤その後、裁判所は、債務者に対して預金の差押えがあったことを知らせる。⑥債務者は、5 日以内に差押えの取消しを求めることができる。例えば、当該債権が給料や生命保険金であることを示すこと等が考えられる。⑦差押えが奏功し 5 日が経過した場合には、裁判官は当該システムを利用して、自動的に生成された新しい口座（執行手続において裁判官が管理する）に送金する。⑧その後、債権者に金銭が払い渡される。

6 スナイパー

(問) 「スナイパー」によって、法人格否認がどう容易になるのか、具体的に教えてほしい。

(答) 裁判官は、直接スナイパーのデータベースにアクセスできる。そこで、例えばある会社の名称を入力すると、その会社の資産のほか、株主の氏名も分かる。さらに、その株主名義の資産（不動産や銀行口座など）を調べると、実態は会社のものである資産を発見できる可能性がある。また、逆に会社の名義の資産を調べることによって、実態は株主個人の資産を発見できる可能性もある。

【監訳者付記】

本稿は、2023年11月14日に、広島大学東千田キャンパスにて行われた、リオデジャネイロ州裁判官研修所 (Escola de Magistratura do Estado do Rio de Janeiro) 教官、ジェトゥリオ・ヴァルガス財団 (Fundação Getúlio Vargas) リオデジャネイロ法科大学院教授アレシャンドリ・カマラ (Alexandre Câmara) 氏による講演会の英文原稿を訳出し、脚注を付したものである。

カマラ教授は、リオデジャネイロ州立大学法学部を1991年に卒業後、弁護士を経て、2008年から現在まで同州高等裁判所判事を務めている。その傍ら、前記の教職、さらには研究にも携わっており、2017年にミナスジエライス・カトリック大学より博士学位を授与されている。カマラ教授はブラジル手続法協会、イベロアメリカ訴訟法協会、国際訴訟法学会 (International Association of Procedural Law) 等、ブラジル内外の手続法関係の諸学会に所属し、数多の著作があるが、最近の代表作として、“Levando os Padrões Decisórios a Sério” (2017) や、“Manual de Direito Processual Civil” (2022) がある。

当日は、カマラ教授の講演に続き、参加した研究者および学生と活発な質疑が行われた。討論者として質疑をリードして下さった、広島大学大学院人間社会科学研究科の田邊誠名誉教授、宮永文雄教授並びに安永祐司准教授（当時）には、特に記してお礼を申し上げたい。

「世界平和の象徴であり、中心である広島」（カマラ教授の当日のご挨拶より）において、本講演を開催できたのは、ひとえに、広島大学法学会のご尽力の賜物である。ここに深甚なる謝意を表する。

本稿は、JSPS 科研費 (22K01237, 22KK0014) による研究成果の一部である。